

調達方針	平成25年度の具体的な取組内容
<p><年間見込みに基づく計画的な調達></p> <p>1 各部署等においては、障害者就労施設等の特性に配慮した納期設定や、規格や仕様に関する事項について丁寧に説明するなどの配慮を行い、年間の見込みを立てて、計画的に調達を行います。</p>	<p>「障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの物品等調達優遇制度」(三重県独自制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づき、「障害者就労施設等」を最優先で優遇するとともに、「障がい者雇用促進企業」に対する優遇措置を次に優先して規定。 ・在宅就業障害者を優遇制度の対象に加える。(優遇対象の拡大) ・「共同受注窓口」を障害者就労施設等に準じて、優遇制度の対象に加える。(優遇対象の拡大) ・「障害者就労施設等」については、発注可能な事業者が1者しかない場合は、予定価格が10万円以上でも見積書の徴取を1者とすることができることとする。(随意契約の適用拡大)
<p><随意契約の適用範囲の拡大></p> <p>2 優先的な調達を一層推進するため、障害者就労施設等からの見積書徴取による随意契約の適用範囲を拡大します。</p>	<p>「就労支援事業所等からの物品及び役務の調達に関する要綱」(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法の対象となる障害福祉サービス事業所等については、優先調達に係る届出を不要とする。(手続きの簡素化) (「障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの物品等調達優遇制度」についても同様) <p>調達目標に基づく計画的な調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属は調達目標を設定し、余裕を持った納期設定や、規格・仕様について丁寧な説明を行うなど、障害者就労施設等の特性に十分配慮しながら、一層の発注拡大に努める。
<p><受注体制の向上支援></p> <p>3 受注体制のレベルアップに取り組む障害者就労施設等に対して、専門家派遣による技術的・経営的な助言・指導などを実施し、物品等の質の向上や、円滑な受注業務の遂行を支援します。</p>	<p>「三重県障がい者工賃向上計画支援事業」による受注体制の向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工賃向上や受注拡大に意欲的な事業所に対して、専門家による実地コンサルティングを実施(経営・作業内容や製品に対する指導・助言等。約40ヵ所)リーディングケースとなる事業所を増やす ・類似課題をもつ事業所間のネットワークづくりを促進(事業所による自発的な協働取組の支援) ・意識改革や受注体制向上に資するセミナーを開催(全事業所を対象) ・共同受注窓口との一層の連携強化を図る。
<p><「共同受注窓口」の活用></p> <p>4 発注する際の窓口として「共同受注窓口」を活用し、受注業務を対応可能な障害者就労施設等に分配するとともに、複数の施設の連携した取組にも配慮します。</p>	<p>NPO法人「共同受注窓口みえ」の活用による共同受注取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各発注者への営業活動の実施(事業所物品等のPR、受注機会の確保等) ・受注業務の分配、事務代行、共同商品開発等の支援 ・「共同受注窓口みえ」内に、関係団体職員から構成される「運営委員会」を設置し、複数事業所の自主的な取組(例:受・発注者間のマッチング、共同商品開発など)を推進する。 ・各種イベントへ積極的な出店を行い、共同受注のPR及び発注拡大を図る。
<p><関係機関との連携></p> <p>5 市町や自立支援協議会などの関係機関と連携し、地域性や各施設の個別課題を踏まえた、受・発注者間のマッチングに取り組むことにより、調達の拡大を図ります。</p>	<p>市町や自立支援協議会などの関係機関との連携取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域性や各施設ごとの個別課題に即した取組を進めるため、市町や自立支援協議会などの関係機関と連携・協働しながら、可能性の高いものから重点的にマッチングを図る。
<p><障がい者雇用促進企業への優遇措置の継続></p> <p>6 県独自の取組として、障がい者雇用促進企業に対する優遇措置にも引き続き取り組みます。</p>	<p>「障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの物品等調達優遇制度実施要綱」の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱に登録する「障がい者雇用促進企業」への優先調達について、県独自の取組として引き続き実施する。
<p><物品等情報の公表・活用></p> <p>7 障害者就労施設等が公表する物品等に関する情報を積極的に活用するとともに、県においても障害者就労施設等が取り扱う物品等の一覧情報を整理し、公表します。</p>	<p>県及び障害者就労施設等による物品・役務情報の公表・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業所が提供可能な「物品・役務の内容一覧」を県でとりまとめて公表する。また、「共同受注窓口みえ」や各事業所が作成する物品・役務情報についても積極的に活用し、調達拡大を図る。
<p><実績の公表及び方針の見直し></p> <p>8 毎年度、調達実績を公表するとともに、調達実績や受注体制の状況などを勘案して本方針の見直しを行います。</p>	<p>調達実績の公表及び方針の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達実績の公表 ・各事業所における受注体制の状況(提供物品・役務の種類・量・精度、納期など)や発注者側の拡大見込み等を勘案した方針の見直し